

絶対審査

1項目でも不適合

認定拒否

◆放送を実施する上で必ず満たすべき条件として、以下の基準への適合性を審査

【BS右旋、左旋／110度CS左旋共通】

①基幹放送局設備の確保、②経理的基礎、③技術的能力、④技術基準の適合維持義務、⑤マスメディア集中排除原則への適合性、⑥事業計画の確実性、⑦番組準則の遵守(成人向け番組を行う場合には青少年保護措置)、⑧字幕番組等の充実、⑨番組基準の策定等、⑩放送番組審議機関の設置、⑪教育番組の編集の基準等、⑫毎日放送義務、⑬番組供給に関する協定の制限、⑭災害放送の実施、⑮個人情報保護、⑯欠格事由(外資規制及び処罰歴)への非該当、⑰有料放送の提供条件の説明等(有料放送を行う申請のみ)、⑱教育専門番組の要件適合性(教育専門番組の申請のみ)

第一次比較審査

◆以下の基準への適合性を審査

【BS右旋、左旋／110度CS左旋共通】

■以下の(1)～(4)のいずれにも適合する申請を優先

(1)通販番組の割合(有料放送を除く.):3割を超えない※

(2)青少年の保護:成人向け番組を行わない

(3)字幕番組の充実:字幕付与率5割以上

(4)放送番組の高画質性:ピュア4K・8K番組とそれ以外の番組を視聴者に明らかにする措置

【BS右旋のみ】

帯域再編に係る申請:特定申請を優先。

特定申請:上記(1)～(4)の基準、8スロット以上を認定の日から起算して1年6月を経過する日までに返上するなどの一定の要件を満たす申請

第二次比較審査

◆以下の基準への適合性を審査

【BS右旋、左旋／110度CS左旋共通】

■以下の(1)～(5)の各項目ごとに、より適切な申請を総合評価

(1)通販番組の割合(有料放送を除く.):通販番組率がより低い※

(2)青少年保護:成人向け番組を行わない、かつ、青少年保護措置がより充実

(3)字幕番組等の充実:字幕付与率がより高い

(4)放送番組の高画質性:ピュア4K・8K番組比率がより高い

(5)放送開始の時期:できるだけ早期の放送開始予定(2018年中の放送開始を基本。遅くとも認定有効期間内の放送開始)

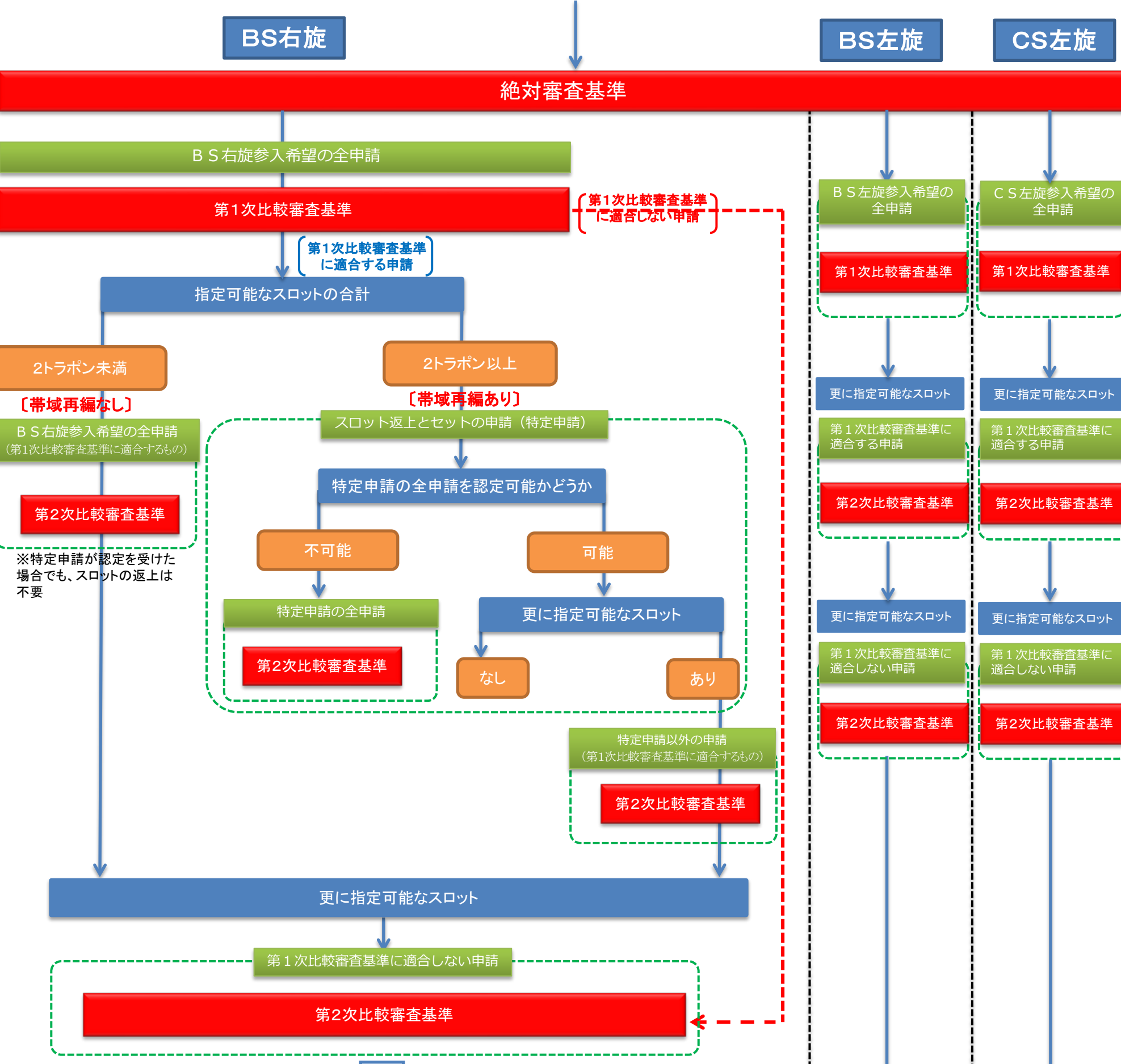
※ BS右旋については放送開始後一定期間は割合を緩和、BS左旋及び110度CS左旋については適用除外とする特例を設ける。

4K・8K実用放送の認定申請の審査のフローチャート(案)

参考

申請

- 1の番組について希望する伝送路（BS右旋、BS左旋、CS左旋）の希望順位を複数記載して申請可能（希望しない伝送路に認定することはない。）
- （注） 1の申請書で申請可能であるが、伝送路ごとに事業計画など記載事項が異なる場合には、伝送路ごとに記載が必要。
- 申請に付した希望順位については、比較審査となった場合でも伝送路の希望順位によって優劣に影響はない。（BS左旋が第一希望のA番組と第三希望のB番組の比較審査において、伝送路の希望順位は審査の対象外）



認定

- 1の番組について希望する伝送路（BS右旋、BS左旋、CS左旋）を複数の記載した場合には、記載した伝送路ごとに比較審査の結果の順位の高い順に認定する。この際、1の番組が2以上の認定を受けることが可能な場合には、希望する伝送路の高位のものから認定する。
- BS右旋を希望する申請であって、特定申請（スロット返上とセットの申請であって、比較審査基準①に適合するもの）については、帯域再編が可能な場合には、上記に関わらず、特定申請以外の申請よりも優先して認定する。

※上記のフローチャートは現段階で想定している手続のイメージであり、正式な申請と審査の手順については、申請の公募受付の際に公表する「申請マニュアル」に記載する。